

会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	環境下水道課
会議名 (審議会等名)	令和6年度 嬉野市環境審議会		
開催日時	令和6年10月29日(火) 10:00～11:30		
開催場所	塩田庁舎 3-2会議室		
傍聴の可否	(可) ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由			
出席者	委員	坂本兼吾委員、宮崎キミエ委員、田平繁廣委員 淵昇委員、中島憲郎委員、山口義治委員	
	事務局	建設部長、環境下水道課長、環境下水道課副課長、環境下水道課主査	
	その他		
会議の議題	別紙のとおり		
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嬉野市水資源保全条例 (案) ・ し尿汲取り手数料改定 (案) ・ 脱炭素推進体制関連資料 		
審議等の内容	別紙のとおり		

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	環境下水道課
議 題	1. 嬉野市水資源保全条例案について		
内 容		—資料に沿って説明—	
	事務局	<p>(事務局)</p> <p>事務局から説明します。嬉野市の水資源につきまして、上水道事業自体は佐賀西部広域水道企業団へ移行しており、直接環境下水道課では行っておりませんが、水資源や水環境といった観点では、環境部署で取り扱う内容ですので、安全な水道水を将来にわたって確保していくために、第2次環境基本計画における水環境の保全という点で、今回ご意見をいただく水資源の保全に関する条例は非常に重要なものとなります。</p> <p>この市の水資源保全条例案について、これまでの経過を踏まえてご説明いたします。H29年4月に水道水源保護の取り組みについて、市議会の産業建設常任委員会で長崎の西海市を視察されております。別紙で当時の産業建設常任委員会報告書をお配りしております。調査理由として、市民が生活していく上で・・・・・・西海市の視察を行ったというものになっており、西海市自体は中山間地域で集落が点在しているため、小規模な浄水場が点在している状況で、水源についても市内全域に存在している市になります。西海市は平成17年4月1日に西彼杵群北部5町が合併して誕生しておりますが、5町の内、旧西彼町、旧西海町、旧瀬戸町には既に水道水源保護条例が制定されており、合併を機に西海市全域における水道水源保護条例が制定されています。条例の中身としては、主に水道水源の水質を守るために汚染や汚濁を招く恐れがある事業に対し、規制をかけるもので、現在まで対象となる案件はないとのことですが、委員会の意見としてあるように、嬉野市においてもH27年に業者との交渉により、かねてより心配されていた水源上流地域にあった産業廃棄物処理施設の問題は解決されたが、以前にもゴルフ場の建設計画もあったとおり、水質の汚染や汚濁とともに乱開発や大量の取水による枯渇に対する問題について、水源保護条例の制定をすべきとの意見が委員会からあり、年月がある程度経過していますが議会から進捗状況について一般質問も度々あっているところです。水道水源ですので、山林の維持管理や保全も当然必要となってきますが、先ほど</p>	

の大野原最終処分場の件や乱開発など、海外資本による土地買収の懸念もあるため、岩屋川内ダムや横竹ダムの周辺上流域について保護区域を設定して市条例でその水源を守っていくことを目的とするものになります。よって対応としまして参考資料として事前にお渡ししておりましたとおり、H30年3月に嬉野市水道水源保護区域策定業務として保護区域の特定を行っており、昨年3月に他市町の条例を参考に水資源保全条例案として作成を行っている状況でございます。

ただ現時点での課題もございます。資料3ページ目の内容につきましては、条例案の説明後に説明をさせていただきたいと思っております。

資料の4ページ目をご覧ください。第1条でその目的について記載しております。市民福祉の増進のために市と市民、事業者の協働で貴重な水資源の保全に努めることを目的としています。第3条定義というところで(8)対象事業として、ア砕石業、イ砂利採取業、ウ産業廃棄物処理業、エ レジャー施設等としております。この対象事業のうち、条例の第9条の3にあるとおり、環境審議会の意見を聴いた上で、水道に係る水質を汚濁する、またその恐れがある工場や事業場を規制対象事業場として認定するということとなります。第8条においては水資源保全地域の指定を行うときには、嬉野市環境審議会の意見を聞いた上で指定し、告示を行っていくこととなります。指定の変更及び解除の場合も同様となります。

資料5ページ目、第9条の【目的】を削除していただき、【事前の協議及び処置等】というところで、先ほどもご説明した4つの対象事業の実施や既に対象事業を行っているところで、構造や規模の変更、事業範囲の拡大を行う場合は、市長に協議を行い、関係地域住民に対して説明会を開催したり、そのほかの周知などの措置をとらなければならないとしています。その措置をとらなければ、期限を定めての協議や措置をとるように市から勧告を行うことを第2項に記載しております。協議の申し出があった場合は、環境審議会の意見を伺いながら、規制の対象事業場として認定したときは、その対象事業者へ通知を行います。通知を受けた事業者は、第10条にあるとおり事業場の設置や創業前に、市長と水資源の保全に係る協定を締結しなければならないとしており、事前の協議と協定の締結によって水資源を守っていくということになります。

第11条では、その協定を締結するまで対象事業やその変更に係る工事に着手してはならないとしており、この工事着手禁止条項に違反した場合、工事の一時停止命令を条項として設けている市町村もあります。現状ではそこまでの強制力も持たせた条例にはなっていません。事業者によっては、その工事着手禁止や一時停止命令に

対し、市との訴訟問題に発展するケースも全国にはあり、この部分について非常に慎重な対応が必要かと思われます。第12条では、一方的な行政措置だけでなく審議会通じて利害関係者の意見陳述の場を設けることにより、双方の主張や現状について確認を行い、争いでなくなるべく双方理解のもとで解決を図っていくことが必要となります。第14条は、協定を締結した事業者は水質検査の実施と報告を義務とし、場合によっては第15条の市職員の立入検査も行うこととしています。条例第17条は、水資源の適正な保全にかかることについて指導や助言を行い、条例に規定する協定の締結や届出・報告、立入検査などについて拒否した場合は、改善勧告を行うことを第18条で規定しています。それにも従わない場合、環境審議会で意見を聴いた上で、公に公表を行うというのが第19条の内容となっております。以上の内容が嬉野市水資源保全条例案となりますが、市からの改善勧告について従わない場合、罰則規定を設けている市町村もあります。参考資料で事前にお渡ししていただきました他市町村の条例の中で、壱岐市水道水源保護条例では、第20条で1年以下の懲役又は10万円以下の罰金の規定を設けているところもあります。しかし今回の嬉野市の場合は、そこまでは設けず改善勧告から公表までにとどめており、ある程度の規制をしながらも市と協議や協定を結ぶ中で、訴訟等にも発展しないようにお互い話し合いをしながら慎重に行っていくことを前提に今回の条例案として作っているものになります。冒頭の3ページ目に課題として上げております、保護地域の指定の問題として、岩屋川内ダムと横竹ダムの周辺上流域だけでいいのか、外国資本の進出による乱開発に対応するためには市内全域の指定となりますが、その分規制の範囲や対象事業が既存事業場まで広がっていきますので、そこも慎重に検討する必要があると考えております。また昨年度環境審議会でご説明いたしました脱炭素（ゼロカーボン）の取組みについて、再生可能エネルギーである太陽光設備や中小水力発電など嬉野市でも期待される取組みとの整合性についても十分検討が必要かと考えております。今後条例に施行にあたっては、土地所有者への規制という観点において、事業内容によっては市と事業者での対立や訴訟への発展が一番懸念されるところであるため、市顧問弁護士への相談も考えておりますが、審議会の委員の皆様からもご意見など頂戴しながら、できれば来年度の条例制定に向けて進めていければと考えているところです。嬉野市としても水資源保全全国自治体連絡会に加盟しており、全国各地の水資源を持つ自治体や国の動向についても情報収集を行っているところですが、各自治体が保有する水資源については、地下水や湧水など保有状況も様々ですので、嬉野市に合った条例の制

定を行うためにも委員の皆さんからご意見をいただければと思います。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(会長) それでは委員の皆さん方から意見を頂戴したいと思います。意見があられる方は挙手をお願いしたいと思います。

(委員) 水源としてはあることは分かりましたが、市民が利用される上水道については、十分足りているのでしょうか。

(事務局) 上水道につきましては、佐賀西部広域水道企業団からの上水道があり、すべてダム周辺の上流域からの水源を使用しているわけではないので、そのあたりは十分足りていると思います。ただ上流域の水源も現在市民の生活で利用しているものですので、守っていくことは非常に重要かと考えています。

(委員) 先日の区長会でも質問したが、嬉野市には湧水が何カ所もある。昔営業されていた広川原山荘にある。それと水頭の滝ノ観音の上、西吉田の辰ノ口水源、兎鹿野や椎葉山荘上の田代というところにもある。全部多良岳山系の湧水で標高が同じところから出ている。長年の自然の恵みで山から出ているが、観光資源に出来ないかということと、水資源を保護しないといけないということをコミュニティ会長をしながら思っていた。春日の簡易水道でも湧水を利用した簡易水道、それと湯野田の木場にも簡易水道がある。そのような湧水を利用した簡易水道も長年使われてきたが、その辺の湧水ということについてこの条例の中に入るのか。

(事務局) 現状ダムの周辺上流域ということで説明をしていますが、詳細な区域設定については、まだこの条例案では落とし込んでいません。湧水というところも貴重な水資源として生活に利用されていますので、そのあたりも含めるのか検討も必要かと思われます。

(委員) 不動山にも大きな浄水場があるが、それはここに入っていないのか。

(事務局) 入ってはいません。今不動山は現状稼働していない状況です。清水浄水場の分を全部上げている。さらに横竹ダムの岩ノ下浄水場が切り替えで廃止の計画となっている。いつ廃止になるかは今把握はしていないが、近々そのようなこととなっている。

現在横竹ダムの周辺上流区域については、上水道の活用としての区域になっている。春日の水については、まだ一部ペットボトルなどで利用されているかとも思う。委員さんが言われた木場地区の簡易水道も現在は廃止されておりますが、全体的に見れば湧水もありますのでどこまで縛りをかけた方がいいのか検討が必要かと思いません。

(委員) 清水から不動山に送る分は足りているのか。水量として足りているから送っていると思うが余裕はあるのか。

(事務局) 過去の状況ではありますが足りていると思っています。

(委員) 大体ポンプアップですね。上西川内も峰川原から林道を越えてきている。非常に山腹の方まで荒廃水田になってますが、長年ある湧水を利用して中腹以上まで耕作できたという歴史背景もあり、それを保全しないと、自分の山から出るから自分のものと言われると、自然の恵みは衰退していきます。その辺りも含めてもらえればと思っています。

(会長) その件については、検討課題ということでしょうか。

(事務局) はい分かりました。

(委員) 基本的に今おっしゃったような湧水地域は、上水道においては筑後川の水を利用するようになっており、飲み水としては利用しないにしても、観光資源やら何やら利用するわけだし、やっぱりこういう条例が制定されている方が非常に大事だと思う。ただご説明いただいたように、どこまで縛るのかというところは非常に難しい問題だと思う。しかし聞くところによると北海道では外国資本が山を全部買って開発なり何なり自由にして、逆に安く買って高く売ってお金儲けのために使っていると聞くと非常にまずいと思う。でするので先ほどおっしゃった外国資本による土地の取得についても、アンテナを高く上げて速やかに対応できるような条例の制定が必要ではないかと思う。できるだけ場所や区域の特定はしたほうがいいと思うが、なかなかそこまでは難しい部分もある。随時これは見直すということを含めて、今後課題だということが生じた場合は、すぐに審議会を開いていただき条例を改定するなりして、より実行力のある条例を作ってもらえれば有り難いと思います。

(会長) 事務局から何かありますか。

(事務局) ご意見ありがとうございました。色々な外国資本が入ってきたときにどういった対応をするかというところが、市としても一番危惧するところですので、現状では事業者が勝手に事業を進めることがないように、どういった事業でどのように進めていくのか市と事業者で協議をし、確認をしながら行っていくということで今条例案を作っているところですので、場合によっては罰則の中身についても検討をしていく必要も出てくるかもしれませんが、引き続き中身の精査をしながら進めていきたいと考えています。ありがとうございました。

(委員) 嬉野町時代に嬉野の東吉田が圃場整備地域を農振地域から除外されている部分がある。まんぞく館の周辺だが、そこにビール工場を誘致しようという動きがあった。しかし農業用水とビールに使う水量が合わなく断念した。そういうのがあれば、住民との軋轢というものが出てくる可能性もありますので、その辺りは慎重に検討をしてもらいたい。熊本の半導体工場ができたのも阿蘇山からの綺麗な湧水が豊富にあるということで、科学工場の誘致には水が1番大事となる。ただ家と耕作地を買収されたらかなわない。だからそういうところで自然の恵みは保全していかなければならない。

(委員) 数年前だったがアンケートをいただいた。これだけ人口が減少している。自分も農業しているが、耕作ができないということで耕作放棄地がものすごく増えている。その中でこればすばらしいと思った提案が1件ある。山間部に住んでおられる方もおられるがこれだけ人が減ってくるとやはり小学校の近くくらいに住んで福祉のサービスや水や商店などあるところに、補助を出してでも住みましょうという内容であった。結果的に立ち消えになったみたいだが。そういうことも先々考えていかないといけないと思う。自分の部落でも軽トラが通らないところに住んでいる。物を持っていくにも大変だし、水を上まで上げるのも大変だし、住んではいけないということではないが非常に行政にしても地域のやりとりにも難しい。だから先々ある程度の集落の集約化、居住地の集約化も必要かなと思って将来を危惧している。

(委員) 地域に住んで後取りは先祖代々の土地を守り、墓を守る努めもあるものだから、住み慣れたところを離れて、便利なところに住むということがなかなか厳しい。また災害関係で急傾斜地の危険地区に指定されていて、なかなか住んでいるところの家も新築することはできないという状況もある。危険性がないところは、大々的

に圃場整備になっている。単独では農振除外、農地転用ができない。自分の土地であっても。

(委員) 今は農振地も宅地になってきている。隣に家が建ったら大丈夫といったようなこと。

(委員) ポツンと田んぼの中に自分の土地だからというのは許可が下りない。なかなかその辺りも厳しい。ある程度中腹まで山があるが、そのような状況でも農振地が全部かかっている。パイロット事業で切り開いた蜜柑の山とか。その辺りももう少し除外をしてほしい。柔軟にしてほしい。だから山林あたりだったらすぐ相続あたりの手続きができるが農振がかかっているものだから相続関係も難しくなる。

(会長) 水資源に話しを戻したい。他に質問はありませんか。水資源についてはこの辺にしたいと思います。

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	環境下水道課
議 題	2. し尿汲み取り手数料改定案について		
内 容	<p>(事務局) し尿汲み取り業務につきましては、直接環境基本計画に規定されるものではありませんが、改定案についての内容となりますので、協議というより報告ということで説明をさせていただきます。</p> <p>(以下事務局から説明)</p> <p>(委員) 個別の浄化槽設置がこれに該当するのか。</p> <p>(事務局) これは汲み取りの世帯のみになります。</p> <p>(委員) 嬉野市には3業者ありますよね。公共とか農集への切り替えで経営的に市の委託ということをしている。私の自宅も簡易水洗で、金額的に言えば私からすれば安いなとも思う。うちの地区もあと5年10年したら3分の1世帯が減る。簡易水洗で下水道地区ではない。汲み取りの件数も減ってくる。業者の再編など検討を行っていないと経営的に難しくなるのではないかと思う。料金的には仕方がないと思うが。</p> <p>(事務局) 合理化計画のもとで行っていますが、年々汲み取りも減少しているため今後検討は必要になってくるかと思う。</p> <p>(委員) 汲み取り料金を上げることによって農集や公共への接続が増えてくるのかなと、また別の面もある。</p> <p>(事務局) 公共や農集の接続についても、年々工事費が高騰していますので、なかなか新築を除いてすぐ接続しようという世帯も限られてくると思う。</p> <p>(事務局)</p> <p>市内の浄化センターや農集施設などが老朽化している中で、設備の改修やらで維持管理費もかかる。他市町でも料金改定の検討を行っている中で、やはり現状からして改定せざるをえない状況となっ</p>		

ている。インフラ整備も計画的に行う必要もあるが、国の補助金もなくなってきていることもあり、他市町も料金改定に乗り出している状況となっている。市民の皆さんにご負担をおかけすることとなりますが、ご理解いただき持続可能になるようにできればと考えていますので今後ともよろしくお願ひします。

(委員) 手数料と収集委託料についてはどのような違いがあるのか。

(事務局) 手数料はし尿汲み取りを行った世帯住民さんからいただく数量に応じた手数料で、収集委託料は汲み取り業務を行った業者へ市から払う委託料というかたちになります。

(委員) 委託料相当分を市民からいただく手数料ですべて賄っているわけではなく、市から補填しているということですね。

(事務局) 委託料相当分となると市民負担が大きいのでそうなります。

(委員) 鹿島のし尿処理場についても施設の老朽化が危惧されますが、鹿島と太良においても公共農集の普及率は上がってきているのか。

(事務局) 鹿島太良の公共農集普及率については把握していないが、普及が急激に進んでいることはない。し尿の汲み取り量にしても、全体的にやはり減少傾向にあるが、人口減の影響が大きい。

(委員) 藤津で組合をつくっていると思うが、合併の話はないか。

(事務局) もちろん合併の検討もされたが、費用対効果の面でも施設の統合ではなく現施設の改修という方向になっている。

(委員) 武雄白石あたりがもし水没したら、汲み取りの場合は伝染病が発生してしまう。そのあたりは右肩下がりになるので広域化できないかとも思う。

(事務局) 第2処理場が太良にもうひとつありますが、このまま減少していけば第2処理場は閉鎖して、鹿島の第1処理場だけでまかなえるという状況になるということは組合からも言われていますので、負担の部分についても今後変わっていくかと思ひます。

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	環境下水道課
議 題	3. その他 (脱炭素について)		
内 容	<p>(事務局) 昨年度、開催した環境審議会にて令和5年度に策定した「嬉野市脱炭素推進事業計画」について概略ではありますが、説明させていただきました。</p> <p>本計画には、2050年の「カーボンニュートラル」実現に向けた省エネの推進と再エネの導入目標、各分野における施策目標や今現在、市内で取り組まれている脱炭素関連の事例について掲載しております。</p> <p>また、今年度策定中の地方公共団体実行計画(事務事業編、区域施策編)の策定にあたり、脱炭素推進協議会の立上げを行うことや、新たな取組みなども開始できればとの事で説明させていただきましたので、今回はその点も含め進捗状況をご説明させていただきます。</p> <p>まず、地方公共団体実行計画(事務事業編、区域施策編)についてですが、別添の「嬉野市地球温暖化防止実行計画策定」としている資料をご覧ください。</p> <p>事務事業編とは、地方公共団体が実施する事務や事業に関する～計画であり、公共施設への再エネ導入(太陽光発電設備導入)や公用車の電気自動車化、施設のLED化など簡潔にお伝えすると市内での計画となります。</p> <p>次に区域施策編とは、市内における温室効果ガス～計画となっており、こちらは市域全体を巻き込んだ計画となります。今年度は、この二つの計画を策定予定としております。</p> <p>事務事業編の策定にあたっては、先月9月に第1回目となる「脱炭素推進庁内検討部会」を開催いたしました。今後はこの検討部会の中において、公共施設への再エネ導入(太陽光発電設備導入)や公用車の電気自動車化、施設のLED化など市の状況、情勢等も考慮しながら検討していきたいと考えております。</p> <p>区域施策編の策定にあたっては、現在、市内外の事業所や組織(商工会、森林組合、観光協会、九州電力、市民団体として行政区長の代表、地域コミュニティなど)に協議会参画について依頼しており、多くの組織から参画していただけるとの事で了承を得ているところで</p>		

す。可能であれば、今年12月頃に第1回目の脱炭素推進協議会が開催できればと考えております。

また、前回の審議会時に今年度の取組として市内公共施設へのEV充電設備設置に向けた検討との事で説明をさせていただいております。

皆様ももしかしたら見られたことがあるかもしれませんが、今年度、株式会社テラチャージと連携協定を締結し、市内7つの公共施設に合計13基のEV充電設備を整備いたしました。

設置場所としては、五町田研修センター、大草野研修センター、ふれあいセンター、久間地区地域コミュニティセンター、楠風館、みゆき公園、チャオシルとなります。

利用については、今週金曜日の令和6年11月1日から利用開始できるようにとの事で、テラチャージと進めています。

また、脱炭素関連の新規事業として、ゴミの減量化にもつながる、事業系生ゴミ処理機の導入補助金の創設もいたしております。現在のところ、申請件数はまだあってはおりませんが、近隣自治体でもまだ取組みがなされていない良い事業ではないかと考えておりますので、引き続き事業の周知等に取組んでいきたいと考えております。

最後とはなりますが、今年策定する地方公共団体実行計画（事務事業編、区域施策編）の策定後が、進捗管理も含め嬉野市のゼロカーボンシティ実現のため様々な取組みを検討、実施、検証していく重要な時期となりますので、審議会委員の皆様のご意見もいただきながら進めてまいりたいと思っております。

（事務局）計画の策定のために協議会や庁内部会で中身の検討を行い、素案を策定した後に、パブコメも行っていきたいと考えておりますので、また委員の皆様方のご意見もいただければと思います。

（委員）農振地域が中腹までかかっているという話しをしたが、担当部署だけでなく、田舎というのは排出量と自然からくる酸素量というか、そのあたりがどうなっているのかということもあるが、中山間直接支払というものがあるが、草を払ったものは自然に返し、木を植えること。一端上が休耕田になると水が来ない。底水になって作れない。昔の田んぼが下がってくる。全体的に広葉樹あたりを全体的に植樹したほうが土砂災害や洪水なども少なくなるし、市としての哲学的な考え方で醸成していったらどうかと思う。

（事務局）今脱炭素のひとつの取組みとして、森林のJクレジットというものがあり、森林の二酸化炭素の吸収量をクレジット化し

て、それを取引によって脱炭素を進めていく取り組みがあります。市としてもメリットは当然ありますし、クレジットを買う方も排出量をクレジットを買うことで減らすことができますので、そういった取り組みも当然森林の保全というところで森林の施業をしていかなければなりませんし、森林の管理という意味でも進めていくべきことですので今後市の計画の中に盛り込み進めていきたいと考えています。

(委員) 前々回だったか、会議を終わった後に見に行きましたが、絶滅危惧種のコイヌガラシは見つからなかった。所謂どこにでもある雑草ですが、確かに他の県で福岡県とか絶滅危惧種のリストにあります。長崎・熊本・宮崎では準絶滅危惧種で佐賀県ではリストから外れていた。実際その辺りも確認したが見当たらなかった。ものすごく希少な植物という訳ではない。分布は外れている状況ですので、危惧種として絶対守らないといけないということではない。

(委員) メダカはまだ絶命関係にはならないでしょうか。

(委員) メダカも遺伝子の違いがあり、この辺にいるのはミナミメダカと言われる。ウナギもそうだが絶命を心配される生物として指定はされているが、すごく大変な状況ということではない。要するにメダカが住める環境さえあれば、メダカは生きられる。問題は、外国産のメダカが問題です。佐賀市は池に蚊の幼虫のボウフラがわくので、その幼虫を食べるカダヤシがいっぱいいる。都市化されてメダカがいなくなったわけではない。外国のメダカが在来種の餌や住処を占領したりすることが起きないかが問題です。日本には古来からウナギもドジョウも色々いた。また川から田んぼに自由に入ることができる環境であったが、今は圃場整備でハンドル一つで水を調整できるので、生物が圃場に住めない状態となっている。ただ今も上の方には土かえるもメダカもドジョウもいます。要は住める環境です。環境破壊が進めば住めなくなるが今のところ心配はないと思う。

(委員) 業者がメダカを捕りにくる地区もあるが、佐賀は淡水魚の宝庫じゃないかと思う。ニッポンバラタナゴという綺麗な魚も佐賀市にもたくさんいる。この辺のいるのは、タイリクバラタナゴが結構いる。別の視点から規制も考えないといけないかもしれない。

(会長) 皆様の貴重なご意見により、スムーズに進行できたことに感謝いたします。ありがとうございました。

